

露店等営業規則(第 3 版)

(目的)

第 1 条

この露店等営業規則は愛知県暴力団排除条例(平成 24 年 10 月 16 日改正)の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と甚目寺コミュニティ協議会(以下、当会と称する)露店等の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第 2 条

露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第 1 条の目的を達するために、当会が規定する事項について、出店申込書により、当会に提出し、出店許可証の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第 3 条

当会は、第 1 条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第 4 条

当会は、次に掲げる場合において、露店等の出店許可を得ようとする者が以下の事項に該当する場合、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- 1 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)である場合
- 2 反社会的勢力に従業員等として使用すると認められる場合
- 3 名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- 4 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- 5 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係の疑義または不明点が生じた場合

(出店の取消)

第 5 条

当会は、次に掲げる場合において、以下に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と、出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、名目の如何を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係の疑義または不明点が生じた場合
- 7 露店等において、反社会的勢力に従業員等として使用した場合
- 8 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合

以上

令和3年12月改定